

遊漁者の皆さんへ

海洋レジャーが盛んになり、手軽な釣りをはじめとして各種形態の遊漁者が増加し、漁業者との間で海面利用をめぐるトラブルが近年増加しています。

海の恵みを長く享受できるようにするためには、みんなで秩序ある海面利用をすることが必要です。

このため、漁業法や大分県漁業調整規則、大分海区漁業調整委員会指示等により、守らなければならないルールが定められています。

このパンフレットは、こうしたルールを遊漁者の皆さんに理解してもらうため作成したものです。ルールを守って楽しい遊漁をお願いします。

(1) 釣場の自然環境を大切にしましょう。

- ・空き缶、ビニール袋、弁当の残り、餌の残り、捨て針、捨て糸等は一人ひとりが責任をもって持ち帰りましょう。
- ・餌などで汚れた足場まわりは洗い流して帰りましょう。

(2) 漁業者や周辺住民の方に配慮しましょう。

- ・無秩序な駐車、ゴミの不法投棄、騒音(夜間での自動車のアイドリングなど)、トイレに注意しましょう。
- ・漁船や漁具等に損害を与えないよう注意しましょう。
- ・定置網、建網、養殖いかだ、操業中の漁船の周辺では釣りはしないなど、漁業者の操業を妨げないようにしましょう。
- ・魚(フグ、アイゴ、オコゼ等)を陸上に放置すると危険です。逃がしてあげましょう。

(3) 資源保護に努めましょう。

- ・魚や貝はふ化させて元気な子どもに育てて放流していますので、釣りあげた小さな魚は逃がしてあげましょう。

(4) 安全第一で釣りを楽しみましょう。

- ・天候や海況に注意し、無理な釣行をやめる勇気を持ちましょう。
- ・救命胴衣は必ず着用しましょう。
- ・他船との衝突を防止するため、3m以上の高さに、目印となる旗やレーダー反射板を掲げましょう。

●遊漁者の漁具・漁法の制限●

遊漁者の方が水産動植物をとることができる漁具・漁法は次のものに限られています。
【大分県漁業調整規則第46条】

- ①さおづり及び手づり (ひき縄釣り(トローリング)、ひっかけ釣りは禁止されています)
- ②たも網及びさで網(サヨリ又はシラウオの採捕に使用する場合を除く)
- ③投網(船を使用しないものに限る)
- ④やす及びはし (もりを使用すること、アクアラングを使用することは禁止されています)
- ⑤徒手採捕(アクアラングを使用することは禁止されています)

●サイズ・期間の制限●

次の水産動植物において、その期間またはその大きさ以下の採捕、保持、販売が禁止されています。
【大分県漁業調整規則 第42条】

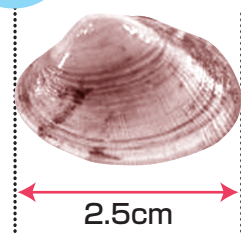
＜サイズの制限＞

水産動植物	大きさ
マダコ	体 重 200g以下
アワビ	か く 長 10cm以下
サザエ	か ぐ い 長 径 2cm以下
ハマグリ	か く 長 4cm以下
アサリ	か く 長 2.5cm以下
パカガイ	か く 長 4cm以下
トリガイ	か く 長 6cm以下
イタヤガイ	か く 長 6cm以下
クルマエビ	全 長 10cm以下
イセエビ	全 長 20cm以下
ガザミ	甲 の 幅 15cm以下
ウナギ	全 長 20cm以下
ボラ	全 長 10cm以下
マダイ 及び チダイ	全 長 12cm以下
ブリ	全 長 15cm以下

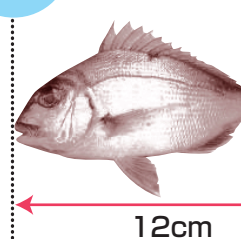
＜禁止期間＞

水産動植物	禁止期間
アワビ	11月1日から 12月10日まで
サザエ	11月1日から 12月10日まで
イセエビ	6月1日から 8月31日まで
テングサ	8月20日から 3月31日まで
アユ	1月1日から 5月19日まで

アサリ



マダイ 及びチダイ



大分県ホームページ
＜遊漁のルールとマナー＞

大分県内の地先の海域には共同漁業権が設定されています。アワビ、サザエ、イセエビなどの漁業権対象魚種を採捕した場合は、サイズの制限、禁止期間にかかわらず、漁業権侵害で訴えられる場合があります。

上記と別に、アワビ、ナマコ及びウナギの稚魚は特定水産動植物に指定され、原則採捕が禁止されています。違反者には、三年以下の懲役又は三千万円以下の罰金が適用される場合があります。

●釣りのルールに関するお問い合わせ先

〒870-8501 大分市大手町3-1-1
大分県農林水産部 漁業管理課 漁業調整班
TEL 代表 (097) 536-1111
直通 (097) 506-3918
FAX (097) 506-1767

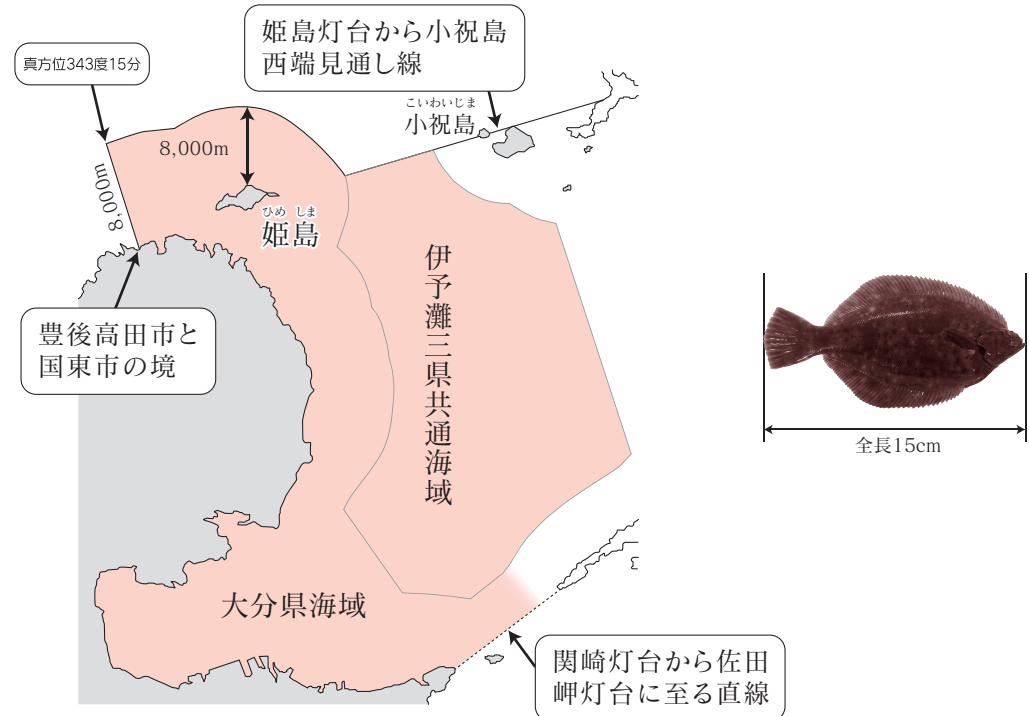
●海の「事件・事故」は118番

- ・海難、人身事故に遭遇した、または目撃した。
 - ・油の排出等を発見した。
 - ・不審船、漂流・漂着木造船を発見した。
 - ・密漁・密輸・密航事犯等の情報を得た。
- 局番なし「118番」は海上保安庁緊急通報用電話番号です。「いつ」「どこで」「なにがあった」など簡潔に落ち着いて通報してください。

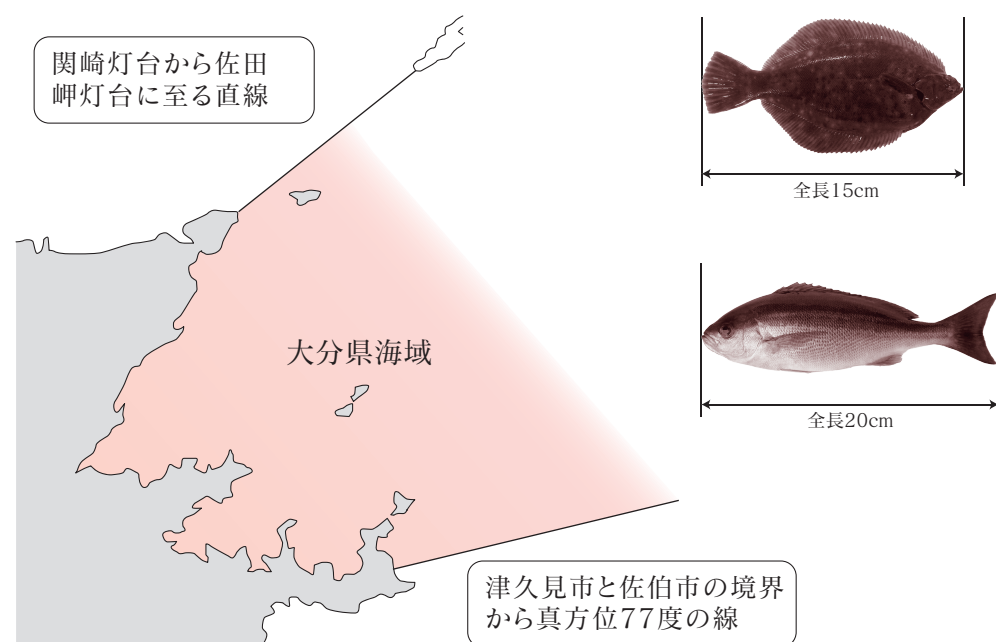
その他お問い合わせは大分海上保安部(097-521-0112)まで。

取り組もう! 〈水産資源の保護〉

下の海域(伊予灘)で全長15cm以下のマコガレイの採捕は禁止です。採捕した場合は、海に戻しましょう。



下の海域(豊後水道北部海域)で全長15cm以下のマコガレイ、全長20cm以下のイサキの採捕は禁止です。採捕した場合は海に戻しましょう。



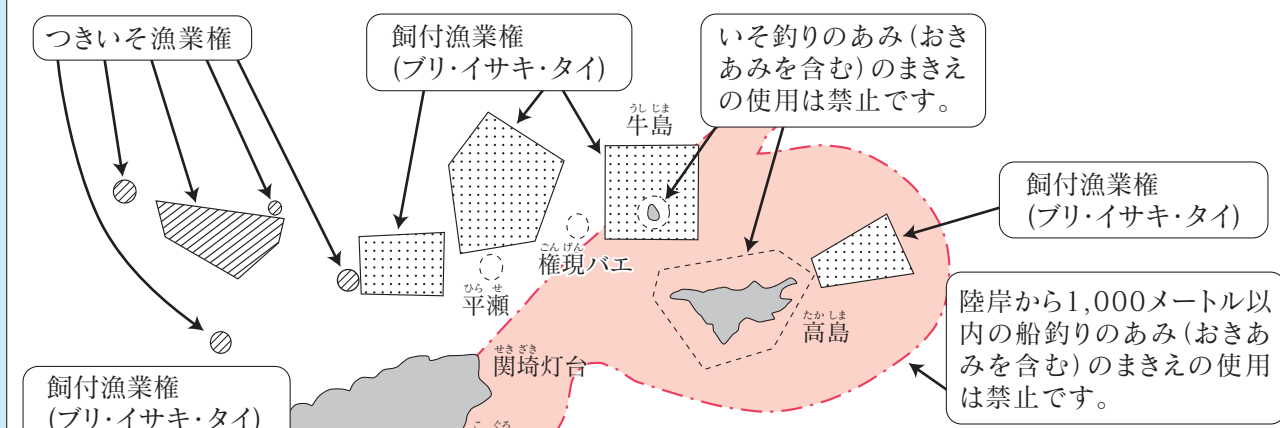
別府湾・伊予灘地区

豊後水道北部地区



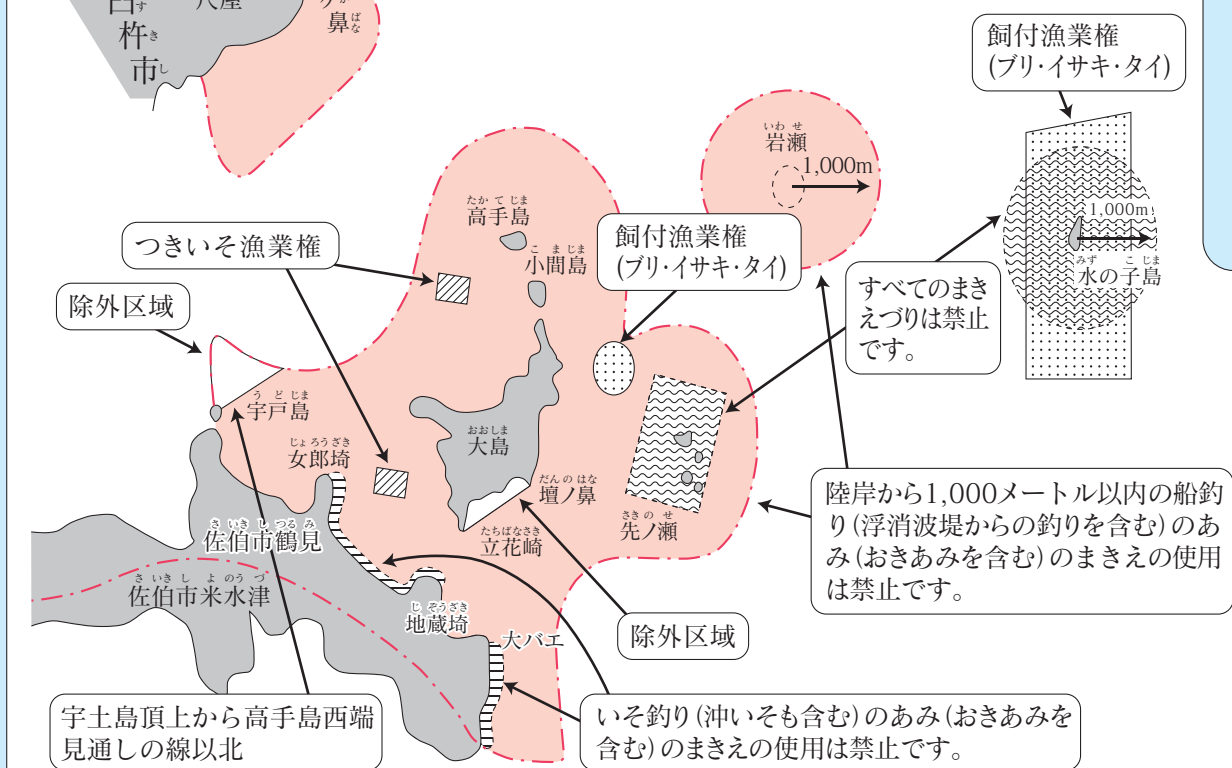
遊漁者の皆さんへ みんなで 守ろう! ～ つりのルールとマナー ～

佐賀関地区



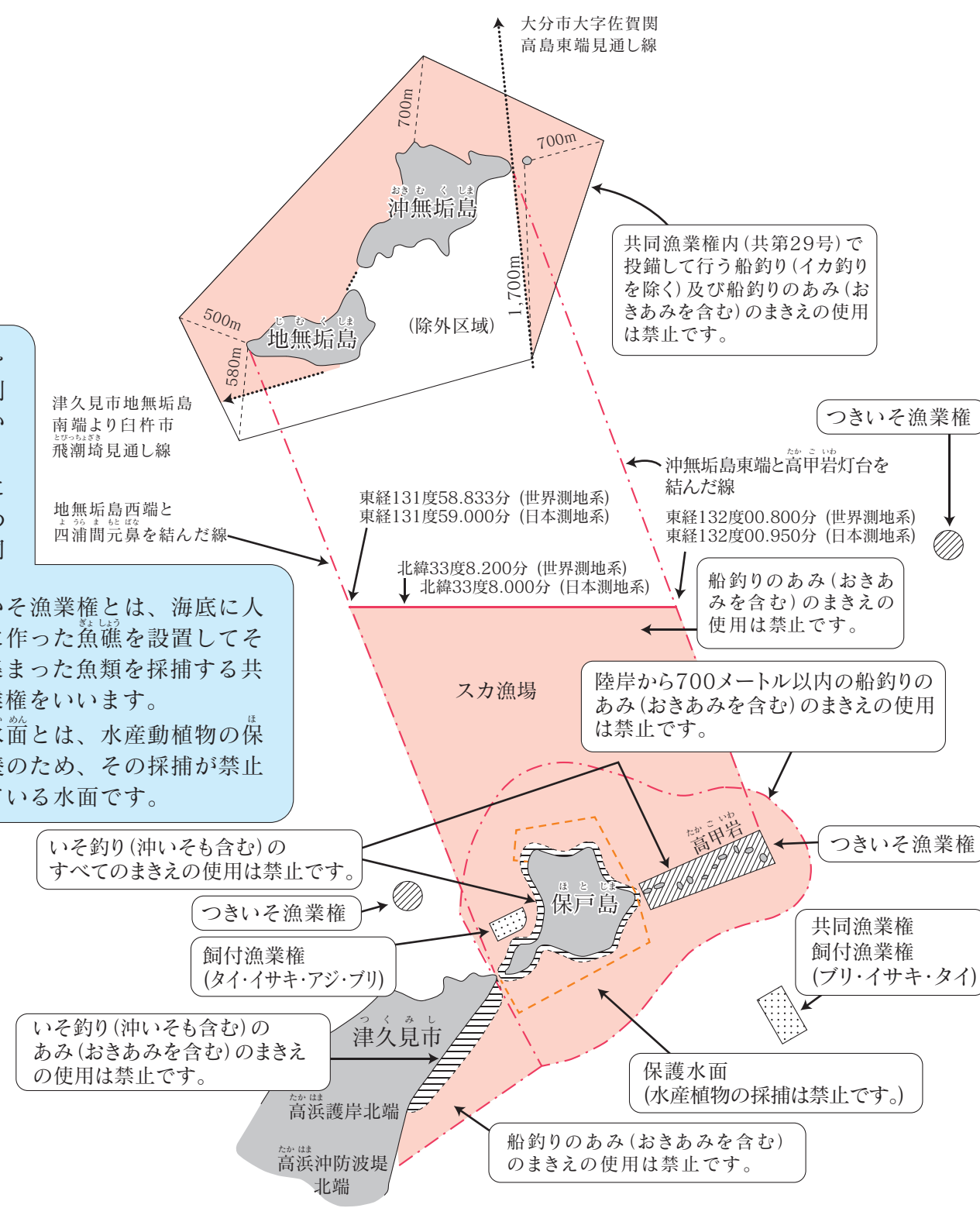
- 共同漁業権とは、一定の水面を漁業協同組合が管理し共同に利用して営む漁業権のことをいいます。
- 飼付漁業権とは、一定の場所に餌をまいて、そこに魚類を集めて随時一本釣りで漁獲する共同漁業権をいいます。

鶴見地区

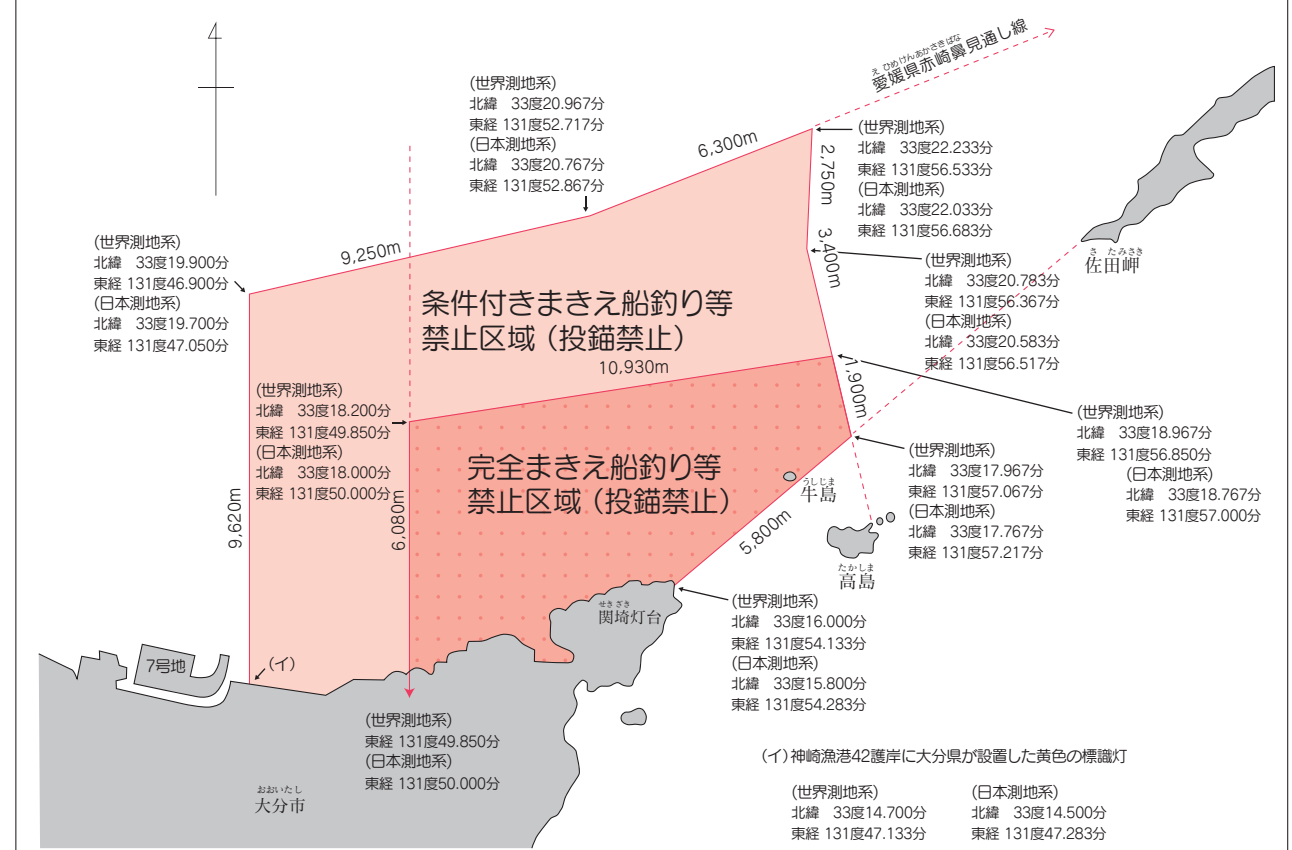


- つきいそ漁業権とは、海底に人工的に作った魚礁を設置してそこに集まった魚類を採捕する共同漁業権をいいます。
- 保護水面とは、水産動植物の保護培養のため、その採捕が禁止されている水面です。

無垢島・保戸島・高浜地区



別府湾南部海域におけるまきえ船釣り等の禁止区域（投錨禁止）



- ☆条件について☆
- まきえ船釣りの時間は、日の出から午後3時までです。ただし、6月から9月までは日の出から午後4時までです。
- まき餌の量は1人1日7.5kg以内で、採捕量は1人1日30尾までです。
- 遊漁船の乗客が船に持ち込むことのできるクーラーボックスは、容量35ℓ以内のもの1人1個に限られています。
- 船舶のシーアンカーはブイの色を鮮明にし、船体からブイまでの長さは船舶の全長の2倍以内、海面からパラシュート中心部までの深さは15ヒロ※以内です。
- まきえ船釣りを行う場合は、船舶の連結をしてはいけません。
- まきえ船釣りを行う際には、決められたステッカーをその船の見やすい場所に表示しなければなりません。
- (注) 条件は追加・変更する場合があります。
- ※ 1ヒロは、両腕を広げた長さで、約1.5メートル
- ☆遊漁するために必要な手続き等☆
- この海域でまきえ船釣り等を行う場合には、大分海区漁業調整委員会の承認が必要です。詳しくは委員会事務局（大分県農林水産部漁業管理課漁業調整班）におたずねください。

つきいそ及び飼付漁業権海域で漁業権対象魚種を採捕した場合は、漁業権侵害で訴えられる場合があります。